

第 1 4 8 0 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

甲府市個人情報保護に関する法律施行条例……………3
 甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例……………9
 甲府市市税条例等の一部を改正する条例……………11
 甲府市手数料条例の一部を改正する条例……………13
 甲府市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………15
 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………16
 甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例……………17
 特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例の一部を改正する条例……………36
 甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例……………37
 甲府市議会の個人情報保護に関する条例……………48

[規 則]

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則……………72
 甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………75

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………80
 甲府市健康増進法施行細則の一部を改正する規則……………88
 甲府市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部を改正する規則……………89
 甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則……………90

[告 示]

開発行為に関する工事の完了公告……………91
 令和4年度上半期の財政状況等の公表……………92
 甲府市各企業会計の令和4年度上半期の業務状況等の公表……………93
 入札告示……………94
 介護保険被保険者証無効告示……………100
 開発行為に関する工事の完了公告……………101
 農用地利用集積計画を定めた旨の公告……………102
 甲府市任期付職員採用試験実施公告……………103
 交付要求通知書公示送達……………104
 犬、猫等の収容告示……………105

プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	106	指定居宅サービス事業者の廃止公示	134
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	107	国民健康保険料納入通知書兼決定通知書・納入通知書兼更正通知書 公示送達	135
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業者の廃止公示	109	広告募集公告	136
国民健康保険料納入通知書兼更正通知書公示送達	110	交付要求通知書公示送達	137
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業の指定辞退公示	111	開発行為に関する工事の完了公告	138
指定地域密着型サービス事業者の廃止公示	112	介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	139
住宅使用料督促状公示送達	113	開発行為に関する工事の完了公告	140
開発行為に関する工事の完了公告	114	都市計画変更案の縦覧公告	141
甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理審議会委員選挙の候補者 及び投票を行わない旨の公告	115	指定障害福祉サービス事業者の指定公示	142
介護保険料更正通知書・納付書公示送達	116	[教育委員会]	
介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書公示送達	117	公の施設に係る指定管理者の指定告示	143
経営管理権集積計画を定めた旨の公告	118	[選挙管理委員会]	
軽自動車税督促状公示送達	119	選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告 示	144
令和4年度補正予算の公表	120	選挙人名簿登録の移替えを行わない期間の告示	145
道路の供用開始告示	121	[農業委員会]	
市県民税督促状公示送達	122	甲府市農業委員会12月定例総会招集公告	146
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	123	[上下水道局]	
公の施設に係る指定管理者の指定告示	125	甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程	147
入札告示	126	甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部 を改正する規程	154
甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理審議会委員選挙の当選人 の公告	129	入札告示（2件）	158
国民健康保険被保険者証無効告示	130	指定給水装置工事事業者の指定告示	164
開発行為に関する工事の完了公告	131	入札告示	165
地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託 者の指定告示	132	[任免辞令]	
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	133	市長事務部局	168

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和4年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第35号

甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(法第75条第5項の規定に基づく帳簿の作成及び公表)

第3条 実施機関は、当該実施機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿を作成し、公表するものとする。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条

第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を第1項に規定する帳簿に記載し、又は個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該記録項目の一部若しくは事項を第1項に規定する帳簿に記載せず、又は当該個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載しないことができる。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用として実費の範囲内において規則で定める額を負担しなければならない。

(法第129条の規定に基づく審査会への諮問)

第7条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、次条に規定する甲府市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(個人情報保護審査会)

第8条 次に掲げる事項を行わせるため、甲府市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 実施機関等（実施機関及び議会をいう。以下この条及び次条において同じ。）からの諮問（法第105条第3項において準用する同条第1項及び甲府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年12月条例第44号。以下「議会条例」という。）第45条の規定による諮問をいう。）に応じ審査請求について調査審議すること。

- (2) 前条に規定する諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、前項に定める調査審議のほか、個人情報の保護に関する重要な事項について、実施機関等に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人をもって組織する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（審査会の調査権限）

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（前条第1項第1号に規定

する諮問をした実施機関等をいう。以下同じ。) に対し、保有個人情報等（開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報又は議会条例に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。以下同じ。) の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報等の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報等に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第10条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

3 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

（調査審議手続の非公開）

第11条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（施行の状況の公表）

第12条 市長は、毎年度、各実施機関における法及びこの条例の施行の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(甲府市個人情報保護条例の廃止)

2 甲府市個人情報保護条例（平成15年12月条例第42号）は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の甲府市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第11条の規定によるその職務、旧条例第11条の2第3項の規定による当該業務の処理又は旧条例第12条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 前項の規定の施行前において旧条例第11条の2第1項に規定する指定管理者が行う公の施設（同項に規定する公の施設をいう。）の管理に係る業務に従事していた者

(3) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4 附則第2項の規定の施行の日前に旧条例第14条、第27条又は第34条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 附則第2項の規定の施行の際現に旧条例第43条の規定による個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に第8条第4項の規定による委嘱をされた者とみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、令和6年5月31日までとする。

6 附則第2項の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同項の規定の施

行の日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第43条第7項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

7 附則第2項の規定の施行の日前に旧条例第41条の規定により旧審査会にされた諮問で同項の規定の施行の際現に当該諮問に対する答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、旧条例第44条から第46条までの規定の適用については、なお従前の例による。

8 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

9 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

10 附則第2項の規定の施行により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

11 甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「甲府市個人情報保護条例（平成15年12月条例第42号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に、「同条例」を「同法」に改める。

甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第36号

甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

甲府市職員退職手当支給条例（昭和25年10月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「）が18日」を「第8条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（甲府市の休日を定める条例（平成元年3月条例第13号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第8条第2項において「職員みなし日数」という。）」に改める。

第8条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の甲府市職員退職手当支給条例第1条第2項及び第8条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

（甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年12月条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新条例第1条第2項」を「甲府市職員退職手当支給条例第1条第2項」に、「新条例の」を「、同条例の」に、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

附則第6項中「新条例」を「甲府市職員退職手当支給条例」に改める。

甲府市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第37号

甲府市市税条例等の一部を改正する条例

(甲府市市税条例の一部改正)

第1条 甲府市市税条例(昭和25年8月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

(甲府市税外収入の督促等に関する条例の一部改正)

第2条 甲府市税外収入の督促等に関する条例(昭和29年5月条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、督促手数料」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

(甲府市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 甲府市国民健康保険条例(昭和34年3月条例第9号)の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

(甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第4条 甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業施行規程(平成2年12月条例第44号)の一部を次のように改正する。

第27条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第1項中「督促手数料及

び」を削り、「督促手数料にあっては、50円とし、延滞金にあっては、当該」を「同条第3項の」に改める。

(甲府市介護保険条例の一部改正)

第5条 甲府市介護保険条例（平成12年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

(甲府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第6条 甲府市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市市税条例、甲府市税外収入の督促等に関する条例、甲府市国民健康保険条例、甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業施行規程、甲府市介護保険条例及び甲府市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

甲府市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第38号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成12年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第3号中「300円」の次に「（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者の使用に係る電子計算機で、必要な操作を行うことにより証明書を交付する機能を有するもの（以下「多機能端末機」という。）による交付の場合にあつては、150円）」を加え、同表第5号及び第9号中「300円」の次に「（多機能端末機による交付の場合にあつては、150円）」を加え、同表第10号中「450円」の次に「（多機能端末機による交付の場合にあつては、300円）」を加え、同表第47号ア(イ)中「第12条第2項第2号」を「第14条第2項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第47号ア(イ)の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第3号、第5号、第9号及び第10号の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（甲府市印鑑条例の一部改正）

- 3 甲府市印鑑条例（昭和56年12月条例第46号）の一部を次のように改正する。

第17条の2中「情報システムと電気通信回線で結合された端末機で、証明書

を自動的に」を「本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者の使用に係る電子計算機で、必要な操作を行うことにより証明書を」に改める。

甲府市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第39号

甲府市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「402床」を「393床」に改める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第40号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年10月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第41号

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第48条の4第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	

32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		

68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			

	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第4（第9条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
29	347,100	412,900	465,800	528,200	

30	348,900	415,000	468,100	530,000
31	350,700	417,000	470,400	531,800
32	352,700	419,100	472,600	533,600
33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600

66			469,700	521,400	
67			470,400	522,100	
68			471,000	523,000	
69			471,300	523,900	
70			472,000	524,700	
71			472,700	525,600	
72			473,400	526,500	
73			473,800	527,300	
74			474,400	528,200	
75			475,100	529,100	
76			475,800	529,800	
77			476,200	530,600	
78			476,800	531,500	
79			477,400	532,400	
80			477,900	533,300	
81			478,500	534,100	
82			479,000	535,000	
83			479,500	535,900	
84			480,000	536,800	
85			480,400	537,600	
86			481,000	538,500	
87			481,400	539,400	
88			481,900	540,300	
89			482,400	541,100	
90			483,000		
91			483,600		
92			484,000		
93			484,500		
94			485,100		
95			485,700		
96			486,300		
97			486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（２）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	

33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	

69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	
87		289,700	325,600	346,600	
88		289,900	326,000	346,900	
89		290,300	326,400	347,300	
90		290,500	326,800	347,600	
91		290,700	327,200	348,000	
92		290,900	327,600	348,300	
93		291,300	327,900	348,700	
94		291,500	328,100	349,000	
95		291,700	328,500	349,300	
96		292,000	328,800	349,600	
97		292,400	329,000	349,900	
98		292,700	329,300	350,300	
99		292,900	329,600	350,700	
100		293,200	329,900	351,100	
101		293,500	330,100	351,600	
102		293,700	330,400	352,000	
103		293,900	330,800	352,400	
104		294,200	331,000	352,800	

	105		294,500	331,200	353,300		
	106			331,400			
	107			331,800			
	108			332,000			
	109			332,200			
	110			332,600			
	111			333,000			
	112			333,400			
	113			333,600			
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400	

33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	

69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		

105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		

	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600	335,000					
	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 甲府市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第48条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

(甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第9条第2項及び第3項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第3項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(給料表改定の効力発生時期の特例措置)

4 甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年12月条例第41号）第1条の規定による改正後の甲府市職員給与条例（以下この項において「改正後条例」という。）により改定された給料表及び改正後条例を基準として改定された技能労務職員給与条例に基づく給料表を第3条第1項の規定により準用する場合において、フルタイム会計年度任用職員の給料についての当該改定の効力については、令和5年4月1日から生ずるものとする。この場合における第21条第4項の規定の適用については、同項中「第3条から第5条まで」とあるのは、「第3条から第5条まで及び附則第4項」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市職員給与条例（次項及び第4項において「改正後の給与条例」という。）別表第3及び別表第4の規定並びに第3条の規定による改正後の甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項及び第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第48条の4第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第9条第2項及び第3項の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の甲府市職員給与条例又は第3条の規定による改正前の甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
（規則への委任）
- 5 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第42号

特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例（昭和51年7月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第43号

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

高等学校教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100	

32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
38	231,500	285,500	346,200	400,300	
39	233,300	287,400	348,400	401,700	
40	235,100	289,200	350,500	403,100	
41	236,800	290,600	352,400	404,800	
42	238,500	292,700	354,500	406,200	
43	240,100	294,700	356,400	407,500	
44	241,700	296,900	358,500	409,000	
45	242,900	298,900	360,300	410,600	
46	244,200	301,300	362,300	411,900	
47	245,500	303,500	364,200	413,400	
48	246,600	306,100	366,200	415,000	
49	247,900	308,300	367,800	416,700	
50	249,300	310,700	369,600	418,100	
51	250,500	313,000	371,500	419,700	
52	251,900	315,200	373,500	421,200	
53	253,000	317,300	375,300	422,900	
54	254,200	319,100	377,100	424,400	
55	255,500	320,700	378,900	426,000	
56	256,500	322,300	380,600	427,600	
57	257,800	324,200	382,100	429,100	
58	258,500	326,300	383,700	430,600	
59	259,600	328,400	385,400	431,800	
60	260,600	330,400	387,100	433,000	
61	261,700	332,500	388,300	434,200	
62	262,600	334,600	389,700	435,500	
63	263,700	336,800	391,100	436,800	
64	264,500	339,000	392,400	438,000	
65	265,800	340,700	393,800	439,200	
66	267,200	342,900	395,000	440,400	
67	268,600	344,900	396,400	441,600	

68	270,200	347,100	397,800	442,800
69	271,500	348,900	399,100	444,000
70	272,800	350,800	400,400	445,200
71	274,100	352,800	401,800	446,400
72	275,400	354,800	403,100	447,600
73	276,400	356,400	404,400	448,700
74	277,600	358,300	405,800	449,300
75	278,900	360,100	407,200	449,800
76	279,900	362,000	408,500	450,300
77	280,800	363,800	409,700	450,800
78	281,800	365,500	410,900	
79	282,800	367,200	412,200	
80	283,800	368,800	413,600	
81	284,900	370,300	414,900	
82	286,100	371,800	416,100	
83	287,300	373,300	417,100	
84	288,500	374,700	418,300	
85	289,500	375,800	419,500	
86	290,600	377,200	420,700	
87	291,600	378,600	421,900	
88	292,800	379,900	422,900	
89	293,900	381,200	424,000	
90	295,000	382,500	425,000	
91	296,200	383,700	426,000	
92	297,400	385,000	427,000	
93	297,900	386,300	427,900	
94	298,900	387,400	428,700	
95	300,000	388,700	429,500	
96	301,200	389,900	430,300	
97	302,200	391,300	431,100	
98	303,300	392,300	431,500	
99	304,300	393,400	431,900	
100	305,400	394,400	432,300	
101	306,300	395,300	432,700	
102	307,400	396,300	433,000	
103	308,500	397,400	433,300	

104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	
111	314,300	404,400	
112	314,800	405,200	
113	315,400	405,800	
114	315,800	406,500	
115	316,300	407,200	
116	316,800	407,900	
117	317,400	408,500	
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	
136	324,200	414,000	
137	324,500	414,200	
138	324,700	414,500	
139	325,000	414,800	

	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700				
	147	327,000				
	148	327,300				
	149	327,500				
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用 職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

商科専門学校教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	187,900	221,500	281,000	349,600	477,000
	2	190,400	223,600	284,000	352,500	479,200
	3	193,000	225,600	286,800	355,200	481,400
	4	195,600	227,700	289,600	358,300	483,500
	5	198,300	229,600	292,200	361,100	485,400
	6	201,000	231,600	294,700	362,900	487,300
	7	203,700	233,700	297,000	365,100	489,200
	8	206,500	235,700	299,300	367,600	491,100
	9	209,300	237,900	301,600	369,600	493,100
	10	212,000	240,300	304,100	371,800	495,100
	11	214,900	242,700	306,500	373,900	497,000
	12	217,600	245,100	309,000	375,800	498,900
	13	220,100	247,100	311,200	377,600	500,600
	14	221,700	249,400	313,200	379,800	502,400
	15	223,500	251,700	315,200	381,700	504,200
	16	225,200	254,000	316,900	383,300	506,100
	17	226,900	256,200	319,300	385,200	507,800
	18	228,600	259,300	321,500	387,500	509,500
	19	230,400	262,400	323,900	389,800	511,300
	20	231,900	265,500	326,100	392,100	513,200
	21	233,800	268,300	328,100	394,500	514,800
	22	235,700	271,300	330,800	397,000	516,400
	23	237,700	274,200	333,100	399,700	518,000
	24	239,700	277,100	336,100	402,300	519,500
	25	241,300	279,700	338,800	404,600	521,000
	26	243,200	282,300	341,200	407,100	522,400
	27	245,100	284,800	343,800	409,400	523,800
	28	247,100	287,400	346,600	411,900	525,100
	29	248,800	290,000	349,200	413,700	526,200
	30	250,700	292,100	351,700	416,200	527,200
31	252,700	294,100	354,000	418,500	528,200	

32	254,700	296,200	356,300	420,900	529,200
33	256,500	298,000	358,600	422,500	530,000
34	258,500	300,100	360,500	424,800	530,800
35	260,400	302,200	362,100	427,000	531,700
36	262,300	304,100	363,500	429,300	532,600
37	263,500	306,100	365,500	431,300	533,400
38	265,000	307,700	367,600	433,500	534,300
39	266,500	309,400	369,800	435,800	534,900
40	268,000	310,900	372,000	438,100	535,400
41	269,500	312,200	374,200	440,500	536,000
42	270,600	314,200	376,200	442,700	536,700
43	271,500	315,900	378,300	445,100	537,400
44	272,500	318,000	380,400	447,500	537,900
45	273,400	320,000	381,900	449,600	538,400
46	274,300	322,000	383,900	451,600	539,100
47	274,900	324,100	385,700	453,700	539,700
48	275,600	326,400	387,700	455,900	540,300
49	276,500	328,600	388,600	458,100	540,800
50	277,000	330,900	390,400	460,200	
51	277,500	333,000	392,000	462,500	
52	278,100	335,000	393,800	464,700	
53	278,800	337,100	394,800	466,500	
54	279,400	338,700	396,400	468,100	
55	280,000	340,000	397,900	469,800	
56	280,600	341,200	399,600	471,600	
57	281,400	342,900	400,900	473,000	
58	282,500	344,800	402,600	474,100	
59	283,400	346,500	404,200	475,200	
60	284,800	348,500	405,800	476,300	
61	285,700	350,300	407,100	477,400	
62	287,100	352,100	408,700	478,500	
63	288,200	354,000	410,200	479,600	
64	289,300	355,800	411,800	480,700	
65	290,200	357,500	413,200	481,700	
66	291,300	359,400	414,200	482,800	
67	292,500	361,100	415,200	483,800	

68	293,600	362,900	416,100	484,900
69	294,400	364,400	417,100	485,800
70	295,100	366,100	418,100	486,800
71	295,900	367,800	419,200	487,800
72	296,700	369,500	420,100	488,900
73	297,800	370,800	420,800	489,800
74	298,800	372,400	421,600	490,800
75	299,900	373,800	422,600	491,800
76	301,000	375,400	423,600	492,800
77	301,700	377,000	424,600	493,700
78	302,600	378,700	425,600	494,500
79	303,400	380,300	426,600	495,400
80	304,300	381,900	427,500	496,300
81	305,000	383,400	428,200	497,100
82	305,900	384,900	429,100	497,900
83	306,800	386,400	430,000	498,700
84	307,700	388,000	430,800	499,500
85	308,100	389,000	431,700	500,000
86	308,800	390,300	432,500	500,700
87	309,500	391,700	433,300	501,500
88	310,400	393,000	434,200	502,300
89	311,300	394,400	434,900	503,000
90	312,100	395,500	435,400	503,800
91	312,900	396,600	436,000	504,400
92	313,600	397,800	436,400	504,800
93	314,300	398,600	436,900	505,300
94	315,000	399,700	437,400	505,900
95	315,700	400,800	437,800	506,400
96	316,400	401,800	438,200	506,900
97	316,800	402,700	438,400	507,300
98	317,200	403,700	438,800	
99	317,600	404,700	439,100	
100	318,000	405,600	439,400	
101	318,300	406,400	439,700	
102	318,700	407,400	440,000	
103	319,000	408,400	440,300	

104	319,400	409,400	440,600
105	319,900	410,000	440,800
106	320,300	410,700	441,100
107	320,800	411,400	441,400
108	321,300	412,000	441,600
109	321,700	412,500	441,800
110	322,200	412,900	442,100
111	322,600	413,200	442,400
112	323,100	413,500	442,600
113	323,400	413,700	442,800
114	323,900	414,000	
115	324,300	414,300	
116	324,800	414,600	
117	325,100	414,800	
118	325,500	415,100	
119	326,000	415,400	
120	326,500	415,600	
121	326,700	415,800	
122	327,100	416,100	
123	327,600	416,400	
124	327,900	416,600	
125	328,100	416,800	
126	328,400		
127	328,900		
128	329,400		
129	329,600		
130	330,000		
131	330,500		
132	330,900		
133	331,100		
134	331,500		
135	332,000		
136	332,200		
137	332,500		
138	332,900		
139	333,300		

	140	333,700				
	141	334,200				
再任用 職員		247,700	293,300	310,700	375,600	469,000

備考 この表は、商科専門学校に勤務する職員に適用する。

第2条 甲府市学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市学校職員給与条例（次項及び第4項において「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第3の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第27条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の甲府市学校職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会への委任)

- 5 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

甲府市議会の個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第44号

甲府市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条～第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条～第30条）
 - 第2節 訂正（第31条～第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条～第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条～第46条）
- 第5章 雑則（第47条～第52条）
- 第6章 罰則（第53条～第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、甲府市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつ

て、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、甲府市情報公開条例（平成12年12月条例第42号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文

書」という。)に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人

の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に

知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保

有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する

		特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項 第2号	第12条第1項 及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情

報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

- (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
 - キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務

員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的に

については、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

- 2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、

議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。
- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところによ

り、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。ただし、開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として実費の範囲内において議長が定める額を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第

48条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しな

い。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

- 2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

- (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

らない。

- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

- 2 前条の規定による利用停止決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若し

くは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月条例第35号）第8条第1項に規定する甲府市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（個人情報の適正な取扱いの確保）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

規則

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第41号

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 甲府市職員給与条例施行規則（昭和27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第24条の3第1項第1号中「100分の115以上100分の190」を「100分の124以上100分の210」に、「100分の139以上100分の230」を「100分の148以上100分の250」に改め、同項第2号中「100分の103.5以上100分の115」を「100分の112.5以上100分の124」に、「100分の124.5以上100分の139」を「100分の133.5以上100分の148」に改め、同項第3号中「100分の92」を「100分の101」に、「100分の112」を「100分の121」に改め、同項第4号中「100分の83.5」を「100分の92.5」に、「100分の102.5」を「100分の111.5」に改める。

第24条の4第1項第1号中「100分の47超」を「100分の51.5以上」に、「100分の57超」を「100分の61.5以上」に改め、同項第2号中「100分の43.5」を「100分の48」に、「100分の53.5」を「100分の58」に改め、同項第3号中「100分の41.5」を「100分の46」に、「100分の51.5」を「100分の56」に改める。

第2条 甲府市職員給与条例施行規則の一部を次のように改正する。

第24条の3第1項第1号中「100分の124以上100分の210」を「100分の119以上100分の200」に、「100分の148以上100分の250」を「100分の143以上100分の240」に改め、同項第2号中「100分の112.5以上100分の124」を「100分の107.5以上100分の119」に、「100分の133.5以上100分の148」を「100分の128.5以上100分の143」に改め、同項第3号中「100分の101」を「100分の96」に、「100分の121」を「100分の116」に改め、同項第4号中「100分の92.5」を「100分の87.5」に、「100分の111.5」を「100分の106.5」に改める。

第24条の4第1項第1号中「100分の51.5」を「100分の49」に、「100分の61.5」を「100分の59」に改め、同項第2号中「100分の48」を「100分の45.5」に、「100分の58」を「100分の55.5」に改め、同項第3号中「100分の46」を「100分の43.5」に、「100分の56」を「100分の53.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市職員給与条例施行規則の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(勤勉手当の成績率の経過措置)

- 3 当分の間、この規則による改正後の甲府市職員給与条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）第24条の3及び第24条の4の規定による勤勉手当の成績率については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。
 - (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100分の200

(新規則第17条の2に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の240)

(2) 再任用職員 100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)

(雑則)

4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第42号

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成18年3月規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第4昇格時号給対応表ア行政職給料表昇格時号給対応表中

26	25
26	26
27	26
27	26
28	27
28	27
29	27
29	28
30	28
30	28
31	29
31	29
32	30
32	30
33	31
33	31

3 4
3 4
3 5
3 5
3 6
3 6
3 7
3 7
3 8
3 8
3 9
3 9
4 0
4 0
4 1
4 1
4 2
4 2
4 3

を

3 2
3 2
3 3
3 3
3 4
3 4
3 5
3 5
3 6
3 6
3 7
3 7
3 8
3 8
3 9
3 9
4 0
4 0
4 1
4 1
4 2
4 2
4 3

に改め、同表イ医療職給料表(1)昇格時号給対応表

」

」

「

2 8
2 8
2 9
2 9
2 9
2 9
3 0
3 0
3 0

「

2 7
2 7
2 8
2 8
2 8
2 8
2 9
2 9
2 9

中	3 0	を	3 0	に改め、同表ウ医療職給料表(2)昇格時号給対応
	3 1		3 0	
	3 1		3 0	
	3 1		3 1	
	3 1		3 1	
	3 2		3 1	

表中	3 8	を	3 7	に改める。
	3 9		3 8	
	4 0		3 8	
	4 1		3 9	
	4 1		3 9	
	4 1		4 0	
	4 2		4 0	
	4 2		4 1	
	4 2		4 1	
	4 3		4 2	
	4 3		4 2	
	4 3		4 3	
	4 4		4 3	
	4 4		4 4	
	4 4		4 4	
	4 5		4 5	
	4 5		4 5	
4 6	4 6			

別表第4の2ア行政職給料表降格時号給対応表中

5 8	5 9
-----	-----

60		62
62		65
64		68
66		70
68		72
70		74
72		76
74		78
76	を	80
78		82
80		84
82		86
84		88
86		90
88		92
90		93
92		93

に改め、同表イ医療職給料表(1)降格時号給対応表

50		52
52		56
56	を	59
60		62
64		65

に改め、同表ウ医療職給料表(2)降格時号給対応

65		66
66		68
67		70
68		72

表中	7 1	を	7 4	に改め、同表エ医療職給料表(3)降格時号給対
	7 4		7 6	
	7 7		7 8	

応表中	2 4	を	2 5	に改める。
	2 6		2 6	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規則の規定による号給がこの規則による改正前の甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「旧規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

甲府市長 樋口雄一

甲府市規則第43号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和43年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	141,300	198,500	234,400	266,000
	2	142,400	200,300	236,000	267,700
	3	143,500	202,100	237,500	269,200
	4	144,600	203,900	239,000	271,000
	5	145,700	205,400	240,300	272,700
	6	146,800	207,200	241,900	274,500
	7	147,900	209,000	243,400	276,300
	8	149,000	210,800	244,900	278,300
	9	150,100	212,400	246,000	280,200
	10	151,200	214,200	247,500	282,200
	11	152,400	216,000	249,000	284,100
	12	153,500	217,800	250,300	286,000
	13	154,600	219,200	251,800	287,900
	14	155,700	221,000	253,000	289,700
	15	156,800	222,700	254,300	291,200
	16	157,900	224,500	255,500	292,600
	17	158,900	226,100	256,800	294,400
	18	160,300	227,800	258,200	296,400
	19	161,600	229,400	259,600	298,500
	20	162,900	230,900	261,100	300,500
	21	164,100	232,200	262,700	302,400
	22	165,600	233,800	264,400	304,500
	23	167,100	235,400	266,000	306,500
	24	168,700	236,900	267,600	308,600
	25	169,800	237,900	269,400	310,300
	26	171,200	239,400	271,200	312,400
	27	172,600	240,700	272,900	314,400
	28	174,000	241,900	274,600	316,400
	29	175,300	243,100	276,200	318,100
	30	177,800	244,100	277,900	320,100
31	180,300	245,100	279,700	322,200	

32	182,800	246,100	281,200	324,300
33	185,200	247,200	282,400	325,500
34	186,900	248,100	284,100	327,500
35	188,500	249,000	285,700	329,400
36	190,200	250,000	287,400	331,500
37	191,700	250,900	289,000	333,400
38	193,400	252,200	290,700	335,300
39	195,200	253,400	292,500	337,300
40	196,900	254,700	294,300	339,200
41	198,500	256,000	295,800	341,100
42	199,900	257,400	297,500	343,000
43	201,400	258,600	299,000	344,800
44	202,900	259,800	300,600	346,700
45	204,200	260,900	302,200	348,200
46	205,500	262,100	303,900	349,600
47	206,700	263,400	305,500	351,100
48	208,000	264,500	307,200	352,600
49	209,300	265,600	308,100	354,200
50	210,600	266,600	309,600	355,000
51	211,900	267,800	311,100	356,200
52	213,200	268,900	312,700	357,200
53	214,300	269,900	314,300	358,100
54	215,600	270,900	315,900	359,200
55	216,900	272,000	317,500	360,100
56	218,200	273,100	319,000	361,200
57	219,200	274,000	320,500	362,100
58	220,300	275,000	321,700	362,800
59	221,300	275,900	322,900	363,500
60	222,300	277,000	324,100	364,200
61	223,300	278,100	324,800	364,600
62	224,200	279,100	325,700	365,200
63	225,100	280,000	326,500	365,900
64	226,000	281,000	327,300	366,600
65	226,300	281,500	328,200	366,900
66	227,100	282,400	328,600	367,600
67	227,800	283,100	329,300	368,300

68	228,500	284,000	330,100	369,000
69	229,200	285,000	330,900	369,300
70	230,000	285,800	331,600	369,900
71	230,700	286,600	332,300	370,600
72	231,300	287,400	333,000	371,200
73	231,900	288,200	333,500	371,500
74	232,500	288,700	334,100	372,100
75	233,100	289,100	334,600	372,800
76	233,800	289,600	335,200	373,400
77	234,500	289,800	335,500	373,800
78	235,100	290,100	336,000	374,300
79	235,600	290,300	336,400	374,900
80	236,300	290,700	336,900	375,400
81	237,000	290,900	337,300	375,900
82	237,600	291,100	337,800	376,500
83	238,200	291,500	338,300	377,000
84	238,700	291,800	338,800	377,300
85	239,300	292,100	339,100	377,700
86	240,000	292,400	339,500	378,200
87	240,700	292,700	340,000	378,600
88	241,200	293,100	340,400	379,000
89	241,700	293,400	340,700	379,400
90	242,300	293,800	341,100	379,900
91	242,900	294,100	341,600	380,300
92	243,400	294,500	342,000	380,700
93	243,900	294,700	342,200	381,000
94	244,500	294,900	342,600	
95	245,100	295,200	343,100	
96	245,600	295,600	343,500	
97	246,100	295,800	343,700	
98	246,600	296,100	344,100	
99	246,900	296,500	344,500	
100	247,300	296,900	344,800	
101	247,600	297,100	345,100	
102		297,400	345,500	
103		297,800	345,900	

	104		298,100	346,300	
	105		298,300	346,800	
	106		298,600	347,200	
	107		299,000	347,600	
	108		299,300	348,000	
	109		299,500	348,500	
	110		299,900	348,900	
	111		300,300	349,200	
	112		300,600	349,500	
	113		300,800	350,000	
	114		301,000		
	115		301,300		
	116		301,700		
	117		301,900		
	118		302,100		
	119		302,400		
	120		302,700		
	121		303,100		
	122		303,300		
	123		303,600		
	124		303,900		
	125		304,200		
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600

別表第4 技能労務職昇格時号給対応表中

2 6	2 5
2 6	2 6
2 7	2 6
2 7	2 6
2 8	2 7
2 8	2 7
2 9	2 7
2 9	2 8
3 0	2 8
3 0	2 8
3 1	2 9
3 1	2 9
3 2	3 0
3 2	3 0
3 3	3 1
3 3	3 1
3 4	3 2
3 4	3 2
3 5	3 3
3 5	3 3
3 6	3 4
3 6	3 4
3 7	3 5
3 7	3 5
3 8	3 6
3 8	3 6
3 9	3 7
3 9	3 7

を

に改める。

4 0
4 0
4 1
4 1
4 2
4 2
4 3

3 8
3 8
3 9
3 9
4 0
4 0
4 1

別表第5中

6 6
6 8
7 0
7 2
7 4
7 6
7 8
8 0
8 2
8 4
8 6
8 8
9 0
9 2
9 4
9 6
9 8
1 0 0

6 7
7 0
7 3
7 6
7 8
8 0
8 2
8 4
8 6
8 8
9 0
9 2
9 4
9 6
9 8
1 0 0
1 0 1
1 0 1

を

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- 3 改正後の規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）の適用を受ける職員の例による。

甲府市健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第44号

甲府市健康増進法施行細則の一部を改正する規則

甲府市健康増進法施行細則（平成31年3月規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「設置者」の次に「又は管理者」を加え、「栄養管理状況に関し、栄養管理報告書（第7号様式）」を「年度ごとの栄養管理状況に関し、別に定めるところ」に改める。

第7号様式（その1）から第7号様式（その3）までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第45号

甲府市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部を改正する規則

甲府市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則（平成30年3月規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「掲げる」を「規定する農地等のあっせん・利用調整、遊休農地の解消、新規参入の促進等の最適化」に改める。

第3条中「要綱第3の1」を「要綱第3の2(1)及び(2)」に改め、「活動実績に応じた交付金及び要綱第3の2に規定する成果実績に応じた」を削り、「これらを「農地利用最適化交付金」を「交付金」に改める。

第4条中「農地利用最適化交付金の」を「交付金の額から要綱の別表に掲げる経費（委員報酬を除く。）を減じた」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（特例措置）

2 令和4年度における能率給の財源については、第3条中「要綱第3の2(1)及び(2)に規定する交付金」とあるのは、「要綱第3の2(1)及び(2)に規定する交付金並びに要綱第3の2(3)に規定する令和4年度における経過措置による交付金」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第46号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則（令和2年9月規則第51号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和4年12月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

甲府市告示第675号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字年代403番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市西高橋町156番地
株式会社アセラ
代表取締役 三枝 徹也

地方自治法第243条の3第1項及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計、甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の令和4年度上半期の財政状況及び甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計、甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の前年度決算状況を、別紙のとおり公表する。

令和4年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

地方公営企業法第40条の2の規定に基づき、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計、甲府市簡易水道等事業会計の令和4年度上半期の業務の状況及び甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計、甲府市簡易水道等事業会計の前年度の決算の状況を、甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項により、別紙のとおり公表する。

令和4年12月1日

甲府市長 樋口雄一

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の物件の売却について一般競争入札を執行する。但し、一般競争入札により売却できない場合、随時受付募集にて買受者を公募する。

令和4年12月2日

甲府市長 樋口雄一

1 一般競争入札、随時受付募集により売却する物件概要等

(1) 物件番号1

- ア 物件の種別 土地
- イ 所在及び地番 甲府市山宮町字米草5012番20
- ウ 地目 宅地
- エ 地積 194.49㎡
- オ 最低売却価格 3,870,000円

(2) 物件番号2

- ア 物件の種別 土地
- イ 所在及び地番 甲府市山宮町字米草5012番21
- ウ 地目 宅地
- エ 地積 252.22㎡
- オ 最低売却価格 5,670,000円

2 入札参加申込みの受付期間、受付場所及び受付方法

(1) 受付期間

令和4年12月2日（金）から令和4年12月23日（金）まで
（この期間内の土・日曜日を除く。）

午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

(2) 受付場所

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階
甲府市行政経営部契約管財室管財課
電話055-237-5197

(3) 受付方法

持参又は郵送（簡易書留）による受付とし、郵送による場合は、令和4年12月23日（金）当日消印有効とする。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日

令和5年1月20日（金）

(2) 入札の受付、入札及び開札の時間

物件	物件の所在	入札の受付時間	入札時間	開札

番号				時間
1	甲府市山宮町字米草 5012番20	午後1時15分から 午後1時30分まで	午後1時30分から	入札 終了後
2	甲府市山宮町字米草 5012番21	午後2時15分から 午後2時30分まで	午後2時30分から	入札 終了後

(3) 場所

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

4 入札に参加できる者の資格及び要件

次のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者であつて、当該各号に該当する事実があつた日から2年を経過していない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者又は役員が暴力団員である法人
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者であつて、裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者であつて、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
- (7) 入札の公告の日から入札の日までの間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づき指名停止を受けている者
- (8) 市区町村税を滞納している者
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する甲府市職員

5 入札を無効とする場合に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札保証金を納付したことを証する書面の提出がない又は入札書に書かれた金額が入札保証金の20倍を超える入札
- (2) 1物件につき、1人で2通以上の入札をした場合は、その全部の入札
- (3) 入札書に書かれた金額又は氏名（法人にあつては商号名称及び代表者名）の確認し難いもの、鉛筆書きのもの、押印のないもの、その他誤脱等により意思表示が不明瞭なため識別し難いもの
- (4) 入札書に書いた金額を訂正した入札

- (5) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと市職員が認める場合における全部の入札
 - (6) 入札時において、4の「入札に参加できる者の資格及び要件」を満たさなくなった者の入札
 - (7) 入札参加申込みをしない者の入札
 - (8) 代理人として代理権の確認を受けていない者の入札
 - (9) 入札にあたり他人を脅迫するなど、不正行為のあった者の入札
 - (10) 最低売却価格に達しない入札
 - (11) 入札に関し、市職員の指示に従わなかった者の入札
 - (12) 郵送による入札
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、一般競争入札案内書に規定する入札に関する条項に違反した者の入札
- 6 落札者の決定方法
- 開札後、最低売却価格（予定価格）以上で入札した者のうち、最高価格をもって有効な入札した者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合、入札者は「くじ」を辞退することができないものとする。
- 7 契約書作成の要否及び代金支払方法
- 契約書の作成を要し、代金は一括納入とする。
- 8 入札保証金、契約保証金及び違約金に関する事項
- (1) 入札保証金の納付等
 - ア 入札保証金は、各自入札価格の100分の5以上に相当する金額を、一括で甲府市の指定する口座に振り込むものとする。
 - イ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により返還する。
 - ウ 入札保証金には、利息を付さない。
 - (2) 契約保証金の納付等
 - ア 契約保証金は、売買価格の100分の10以上に相当する金額を、契約締結時に一括で甲府市の指定する口座に振り込むものとする。
 - イ 契約保証金は、売買代金に充当するものとする。
 - ウ 契約保証金には、利息を付さない。
 - (3) 違約金
 - ア 落札者が、落札日の翌日から7日以内に、売買契約を締結しないとき（落札後、入札申込みができない者であることが判明し、その入札が無効になったときなどを含む。）は、違約金として入札保証金は甲府市に帰属する。
 - イ 落札者が、契約締結日より30日以内に売買代金（充当された契約保証金を除いた額）の支払いを行わなかったときは、売買契約を解除のうえ、違約金として契約保証金は甲府市に帰属する。
- 9 一般競争入札案内書の配付
- (1) 配付期間
- 本告示の日から令和4年12月23日（金）まで

- (2) 配付場所等
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階
甲府市行政経営部契約管財室管財課及び甲府市公式ホームページ
- 10 現地説明会開催
入札参加申込受付期間中、希望者に対して実施する。
- 11 一般競争入札を執行しない場合について
一般競争入札参加受付期間内に申込みが無い場合、随時受付募集（先着順）による売却を行う。
- 12 随時受付募集による申込受付の期間、場所及び方法
 - (1) 申込受付期間
令和4年12月26日（月）から令和5年11月10日（金）まで
（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く）
午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで
 - (2) 申込受付場所
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階
甲府市行政経営部契約管財室管財課
電話055-237-5197
 - (3) 申込受付方法
持参による受付とする。
- 13 随時受付募集に申込みできる者の資格及び要件
次のいずれにも該当しない法人又は個人であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者であつて、当該各号に該当する事実があつた日から2年を経過していない者。また、その者を代理人、支配人又は使用人として使用する者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者又は役員が暴力団員である法人
 - (4) 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者であつて、裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者であつて、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
 - (7) 先着順随時募集受付の日から契約の日までの間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づき指名停止を受けている者
 - (8) 市区町村税を滞納している者

- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する甲府市職員
- 1.4 契約予定者の決定方法
契約予定者は、申込受付期間内に、申込みに必要な書類を申込受付場所に提出した申込順位が一位の者とする。ただし、同一日かつ同一時刻に2者以上の申込みがあった場合は、直ちに抽選により申込順位を決定する。
- 1.5 契約書作成の要否及び代金支払方法
契約書の作成を要し、代金は一括現金納入とする。
- 1.6 契約保証金及び違約金に関する事項
- (1) 契約保証金の納付等
- ア 契約保証金は、売買価格の100分の10以上に相当する金額を、契約締結時に一括で甲府市の指定する口座に振り込むものとする。
- イ 契約保証金は、売買代金に充当するものとする。
- ウ 契約保証金には、利息を付さない。
- (2) 違約金
契約者が、契約締結日より30日以内に売買代金（充当された契約保証金を除いた額）の支払いを行わなかったときは、売買契約を解除のうえ、違約金として契約保証金は甲府市に帰属する。
- 1.7 随時受付募集案内書の配付
- (1) 配付期間
令和4年12月26日（月）から令和5年11月10日（金）まで
- (2) 配付場所等
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階
甲府市行政経営部契約管財室管財課及び甲府市公式ホームページ
- 1.8 現地説明会開催
申込受付期間中、希望者に対して実施する。
- 1.9 特記事項
- (1) 現状有姿による契約
現状有姿の状態で売り渡すものとする。
- (2) 土地利用制限
落札及び買受けた市有地を利用するにあたっては、売買契約締結の日から10年間、次に掲げる用に供してはならない。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業
- 2.0 その他

この公告に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、甲府市契約規則、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）、一般競争入札案内書、随時受付募集案内書に定めるところによる。

甲府市告示第679号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和4年12月2日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年12月2日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市西高橋町字村西335番1及び335番6から335番11まで
並びに字村南526番2及び526番3
以上9筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市里吉二丁目1番36号
小林 今朝 男

甲府市告示第681号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和4年12月5日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第682号

甲府市任期付職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和4年12月5日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第683号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが、返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年12月5日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 交付要求通知書 企発第23057号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課 |

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和4年12月12日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和4年12月5日

甲府市長 樋口雄一

- 1 収容場所：甲府市向町地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：白
- 6 その他の特徴：子猫、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課
電話055-237-2550

公募型企画提案（プロポーザル）方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和4年12月6日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 業務名
甲府市広告入り「おくやみハンドブック」作成業務
- 2 業務概要
甲府市と事業者の官民協働事業として、おくやみに関する手続きを一覧にまとめた「おくやみハンドブック」を作成し、配付する。
- 3 履行期間
協定締結日から令和8年3月31日まで
- 4 参加資格要件
本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。
 - (1) おくやみ窓口業務についてその趣旨を十分に理解しており、令和2年度以降に自治体のおくやみハンドブック（またはそれに類似するもの）の提供の実績を有し、事業を適切に実施できること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (6) 本市の指名停止を受けている者でないこと。
 - (7) 租税を完納していること。
- 5 企画提案書の提出期限及び提出場所
（甲府市ホームページ掲載の企画提案実施要領参照）
- 6 事務局
甲府市市民部市民総室市民課
甲府市丸の内一丁目18-1 甲府市役所 2階
TEL：055-237-5337
MAIL：sssimin@city.kofu.lg.jp

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年12月7日

甲府市長 樋口雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市新田町505番1から505番7まで、506番1から506番8まで、510番3、510番5から510番8まで、512番1及び512番4から512番9まで
以上27筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、ごみ集積所、下水道用地及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市徳行三丁目4番24号
株式会社プライムホーム
代表取締役 赤坂裕司

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年12月7日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字天神1297番1、1302番1及び1303番1
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市酒折町1338番地54-201号
株式会社ZEN
代表取締役 近藤 潤

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

令和4年12月7日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970101760 |
| 2 | 事業所の名称 | ケアセンター ハッピーライフ |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市下石田二丁目1番24号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市下石田二丁目1番24号
ケアワークス有限会社
代表取締役 渡部 淳子 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防通所介護相当サービス |
| 6 | 廃止年月日 | 令和4年12月31日 |

甲府市告示第689号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）の調査を行ったが不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年12月8日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 1 書類名 | 令和4年度甲府市国民健康保険料納入通知書
(兼更正通知書) |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の8の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業の指定辞退届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

令和4年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1991800085 |
| 2 | 事業所の名称 | 特別養護老人ホーム壽ノ家いさわ |
| 3 | 事業所の所在地 | 笛吹市石和町四日市場2031 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 笛吹市石和町四日市場2031
社会福祉法人壽ノ家
理事長 中島 育昌 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| 6 | 辞退年月日 | 令和4年10月31日 |

甲府市告示第691号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

令和4年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1291000071 |
| 2 | 事業所の名称 | デイホーム西の浜 |
| 3 | 事業所の所在地 | 千葉県館山市沼865 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 千葉県館山市沼1599番地1-2階
株式会社ケアサービス・まきの実
代表取締役 宮 幸 朗 |
| 5 | サービスの種類 | 認知症対応型通所介護 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和4年10月22日 |

甲府市告示第692号

次の住宅使用料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 住宅使用料督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年12月9日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上今井町字八反田1626番1から1626番20まで
以上20筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市小瀬町8番地
株式会社とちの木
代表取締役 小 関 敏 和

令和4年12月18日に執行する甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により届け出のあった候補者は次のとおりであり、届け出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、投票を行わないため同令第24条第5項及び第26条の規定により公告する。

令和4年12月9日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 宅地の所有者が選挙する委員の候補者
 - 住所 甲府市朝日一丁目1番7号
 - 氏名 石川 康男
 - 住所 甲府市朝日二丁目5番1号
 - 氏名 市村 仁
 - 住所 甲府市朝日二丁目5番11号
 - 氏名 貴家 正史
 - 住所 甲府市北口二丁目9番12号
 - 氏名 総合興業株式会社
 - 住所 甲府市宝一丁目5番14号
 - 氏名 綱取 俊昭
 - 住所 甲府市朝日三丁目2番14号
 - 氏名 星野 重樹
 - 住所 甲府市朝日二丁目1番1号
 - 氏名 宮沢 謹吾
- 2 宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者
 - 住所 甲府市宝一丁目20番21号
 - 氏名 有限会社万源興業

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年12月13日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 甲府市介護保険料 更正通知書
甲府市介護保険料 納付書
- 2 発送日 令和4年10月11日
令和4年11月11日
- 3 項目 令和4年度介護保険料更正通知書
令和4年度介護保険料納付書4期
令和4年度介護保険料納付書5期
- 4 納期限 令和4年10月31日
令和4年11月30日
- 5 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市企画財務部収納管理室収納課
甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課
窓口センター
- 6 送達を受けるべき者 (省略)
(省略)
(省略)
- 7 保管場所 甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年12月13日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書
- 2 発送日 令和4年11月11日
- 3 項目 令和4年度介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書
- 4 送達を受けるべき者 （省略）
- 5 保管場所 甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年12月13日

甲府市長 樋口 雄一

記

1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙一覧表のとおり

2 縦覧場所

甲府市役所 産業部 農林振興室 林政課

甲府市のホームページ

(リンク：

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shinrin/keieikanrisyusekikeikaku.html>)

3 本公告により、甲府市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

甲府市告示第698号

次の市税に係わる督促状は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該資料は収納課において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年12月14日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 令和4年度軽自動車税督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

地方自治法第219条第2項の規定により、令和4年12月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和4年12月14日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 令和4年度甲府市一般会計補正予算（第8号）
- 2 令和4年度甲府市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和4年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和4年度甲府市地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）
- 5 令和4年度甲府市病院事業会計補正予算（第1号）
- 6 令和4年度甲府市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 7 令和4年度甲府市水道事業会計補正予算（第1号）
- 8 令和4年度甲府市一般会計補正予算（第9号）
- 9 令和4年度甲府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 令和4年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 令和4年度甲府市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 令和4年度甲府市一般会計補正予算（第10号）

令和4年12月14日 原案可決

甲府市告示第700号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和4年12月29日まで一般の縦覧に供する。

令和4年12月15日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	連雀本通り線	甲府市中央四丁目 442番3地先から 甲府市中央四丁目 298番2地先まで	260.0	令和4年 12月15 日

甲府市告示第701号

次の市税等にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年12月15日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 市県民税督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年12月15日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市宮原町字櫻林159番1から159番10まで
以上10筆及び道・水
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市下石田二丁目15番5号
有限会社エース開発
取締役 小林 義照

甲府市告示第703号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年12月16日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市千塚五丁目2768番及び2776番1
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市千塚四丁目4番23号
森澤博

甲府市告示第704号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので同条例第11条の規定により告示する。

令和4年12月16日

甲府市長 樋口雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市子ども屋内運動遊び場	東京都文京区小石川五丁目2番2号 株式会社明日香	令和5年4月1日 から令和8年3月 31日まで

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年12月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 契約番号 | (業務委託) 第931号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市マイナンバーカード出張申請受付等業務委託 |
| (3) 履行期間 | 令和5年1月14日から令和5年3月26日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社、市内営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (7) 市税等の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和4年12月19日（月）～令和4年12月26日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時（締切日は午前10時まで）

- (2) 配付場所 甲府市市民部市民総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)
電話055-237-5294
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和4年12月19日(月)～令和4年12月26日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時(締切日は正午まで)
- イ 場所 甲府市市民部市民総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)
電話055-237-5294

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年1月6日(金) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 8-2会議室
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第706号

令和4年12月18日を期日とした甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理審議会委員選挙候補者を土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第4項の規定により、次のとおり当選人と定めたので、同令第35条第5項の規定により公告する。

令和4年12月19日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 宅地の所有者から選挙される委員の当選人
 - 住所 甲府市朝日一丁目1番7号
 - 氏名 石川 康男
 - 住所 甲府市朝日二丁目5番1号
 - 氏名 市村 仁
 - 住所 甲府市朝日二丁目5番11号
 - 氏名 貴家 正史
 - 住所 甲府市北口二丁目9番12号
 - 氏名 総合興業株式会社
 - 住所 甲府市宝一丁目5番14号
 - 氏名 綱取 俊昭
 - 住所 甲府市朝日三丁目2番14号
 - 氏名 星野 重樹
 - 住所 甲府市朝日二丁目1番1号
 - 氏名 宮沢 謹吾
- 2 宅地について借地権を有する者から選挙される委員の当選人
 - 住所 甲府市宝一丁目20番21号
 - 氏名 有限会社万源興業

甲府市告示第707号

次の国民健康保険被保険者証は、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和4年12月20日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号等 別紙のとおり

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年12月23日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市小瀬町字整理地1007番1及び1007番4
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲斐市下今井3263番地 ルピナK・S B202
深澤直貴
深澤里美

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和4年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社マイナビ
東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和4年11月4日から令和5年3月31日まで

甲府市告示第710号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和4年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970104616 |
| 2 | 事業所の名称 | リタワーク |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市山宮町1450番地1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市羽黒町1549番地4
株式会社ファミリーケア
代表取締役 末木 龍 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防訪問介護相当サービス |
| 6 | 廃止年月日 | 令和4年10月31日 |

甲府市告示第711号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の規定により公示する。

令和4年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970104616 |
| 2 | 事業所の名称 | リタワーク |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市山宮町1450番地1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市羽黒町1549番地4
株式会社ファミリーケア
代表取締役 末木 龍 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問介護 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和4年10月31日 |

甲府市告示第712号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）の調査を行ったが不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 令和4年度甲府市国民健康保険料納入通知書
（兼決定通知書）
令和4年度甲府市国民健康保険料納入通知書
（兼更正通知書） |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市コミュニティバス車両広告募集を次のとおり行います。

令和4年12月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 広告媒体の名称
 - (1) 宮本・能泉地区買物・通院等送迎用コミュニティバス車両広告
 - (2) 上九一色・中道地区コミュニティバス車両広告
- 2 広告掲載期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 募集期間
令和5年2月1日から令和5年2月17日まで
- 4 広告掲載条件
(甲府市ホームページ掲載の「甲府市広告掲載要綱」、「甲府市広告掲載基準」、「甲府市コミュニティバス車両広告募集要項」、「甲府市コミュニティバス車両広告掲載要領」参照)
- 5 申込方法及び提出先
(甲府市ホームページ掲載の「甲府市コミュニティバス車両広告募集要項」参照)
- 6 決定方法及び決定後の手続き
(甲府市ホームページ掲載の「甲府市コミュニティバス車両広告募集要項」参照)
- 7 お問い合わせ先
甲府市まちづくり部リニア交通室交通政策課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所 本庁舎6階
電話：055-237-5109
e-mail：koutuss@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第714号

次の交付要求に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年12月27日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名 | 交付要求通知書 福発第5890号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第715号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年12月27日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市七沢町字前河原504番30
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市七沢町52番地
谷山大悟
谷山祐子

甲府市告示第716号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和4年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105654 |
| 2 | 事業所の名称 | Rケア甲府訪問介護事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市高畑一丁目13番18号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市千塚三丁目9番13号
合同会社 Rケア
代表社員 篠田 遼太 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防訪問介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和5年1月1日 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上石田二丁目734番5、736番1から736番15まで、
739番2、1010番6、1010番7、1010番19、
1010番20、1025番1、1025番4から1025番8まで、
1028番1から1028番9まで、1033番1、1033番6、
1033番12から1033番28まで、1046番1、1046番2、
1049番1及び1049番2
以上59筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、広場、ごみ集積所、 下水道用地及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市国母八丁目31番8号
有限会社北宝エステート
代表取締役 寶 福 由 秀

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに甲府市に意見書を提出することができる。

令和4年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------------|---|
| 1 都市計画の種類 | 甲府都市計画高度利用地区の変更 |
| 2 都市計画の変更に係る土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分 |
| 3 縦覧場所 | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課
甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市役所本庁舎7階 |
| 4 縦覧期間 | 令和5年1月4日から
令和5年1月17日まで
ただし縦覧場所の開所時間は、土・日曜日を除く
午前8時30分から午後5時15分までとする。 |
| 5 意見書の提出先 | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課 |
| 6 意見書の提出方法 | 直接持参又は郵送 |
| 7 意見書の提出期限 | 令和5年1月17日 午後5時15分 |
| 8 都市計画案の概要 | 案の概要については省略し、甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課において縦覧に供する。 |

甲府市告示第719号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和4年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	合同会社 Rケア
2	事業者の所在地	甲府市千塚三丁目9番13号
3	事業所名	Rケア甲府訪問介護事業所
4	事業所の所在地	甲府市高畑一丁目13番18号
5	事業の種類	居宅介護、重度訪問介護
6	主たる対象者	特定なし
7	指定事業所番号	1910103363
8	指定年月日	令和5年1月1日

教育委員会

甲府市教育委員会告示第23号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので同条例第11条の規定により告示する。

令和4年12月16日

甲府市教育委員会
教育長 數野保秋

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市武田氏館 跡歴史館	笛吹市一宮町坪井1928番地 株式会社桔梗屋	令和5年4月1日 から令和8年3月 31日まで

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第22号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

令和4年12月1日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

1	1/50の数	3,096人
2	1/3の数	51,593人
3	1/6の数	25,797人
4	選挙人名簿登録者数	154,779人

甲府市選挙管理委員会告示第23号

山梨県知事選挙及び甲府市長選挙の執行に伴い、公職選挙法施行令第17条の規定により、次の期間は選挙人名簿の移替えを行わない。

令和4年12月1日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

- 1 令和4年12月17日から令和5年1月22日まで

農業委員会

甲府市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会12月定例総会を、令和4年12月27日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和4年12月21日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく許可申請について
- 2 令和5年1月告示分農用地利用集積計画の承認について
- 3 令和5年度農作業臨時雇賃金等標準額について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第10号

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程

第1条 甲府市上下水道企業職員給与規程（昭和33年12月管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項各号列記以外の部分中「それぞれ」を削り、同項第1号中「、若しくは失職し」を削り、同号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

第16条の6第1項第1号中「100分の115以上100分の190」を「100分の124以上100分の210」に、「100分の139以上100分の230」を「100分の148以上100分の250」に改め、同項第2号中「100分の103.5以上100分の115」を「100分の112.5以上100分の124」に、「100分の124.5以上100分の139」を「100分の133.5以上100分の148」に改め、同項第3号中「100分の92」を「100分の101」に、「100分の112」を「100分の121」に改め、同項第4号中「100分の83.5」を「100分の92.5」に、「100分の102.5」を「100分の111.5」に改める。

第16条の7第1項第1号中「100分の47超」を「100分の51.5以上」に、「100分の57超」を「100分の61.5以上」に改め、同項第2号中「100分の43.5」を「100分の48」に、「100分の53.5」を「100分の58」に改め、同項第3号中「100分の41.5」を「100分の46」に、「100分の51.5」を「100分の56」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

企業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	

34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		

73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			

	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

第16条の6第1項第1号中「100分の124以上100分の210」を「100分の119以上100分の200」に、「100分の148以上100分の250」を「100分の143以上100分の240」に改め、同項第2号中「100分の112.5以上100分の124」を「100分の107.5以上100分の119」に、「100分の133.5以上100分の148」を「100分の128.5以上100分の143」に改め、同項第3号中「100分の101」を「100分の96」に、「100分の121」を「100分の116」に改め、同項第4号中「100分の92.5」を「100分の87.5」に、「100分の111.5」を「100分の106.5」に改める。

第16条の7第1項第1号中「100分の51.5」を「100分の49」に、「100分の61.5」を「100分の59」に改め、同項第2号中「100分の48」を「100分の45.5」に、「100分の58」を

「100分の55.5」に改め、同項第3号中「100分の46」を「100分の43.5」に、「100分の56」を「100分の53.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市上下水道企業職員給与規程（次項及び第4項において「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程第16条第1項、第16条の6及び第16条の7の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の甲府市上下水道企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(勤勉手当の成績率の経過措置)

- 5 当分の間、この規程による改正後の甲府市上下水道企業職員給与規程（以下「新規程」という。）第16条の6及び第16条の7の規定による勤勉手当の成績率については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100分の200（新規程第15条の5に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の240）

(2) 再任用職員 100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）

(その他)

- 6 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

甲府市上下水道局管理規程第 1 1 号

甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程（平成 1 8 年 3 月管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 3 項中「した場合に昇給区分が D 又は E と」を削り、「上位」の次に「又は下位」を加える。

別表第 4 昇格時号給対応表企業職給料表昇格時号給対応表中

「		「
2 6		2 5
2 6		2 6
2 7		2 6
2 7		2 6
2 8		2 7
2 8		2 7
2 9		2 7
2 9	を	2 8
3 0		2 8
3 0		2 8
3 1		2 9
3 1		2 9
		に改める。

3 2	3 0
3 2	3 0
3 3	3 1
3 3	3 1
3 4	3 2
3 4	3 2
3 5	3 3
3 5	3 3
3 6	3 4
3 6	3 4
3 7	3 5
3 7	3 5
3 8	3 6
3 8	3 6
3 9	3 7
3 9	3 7
4 0	3 8
4 0	3 8
4 1	3 9
4 1	3 9
4 2	4 0
4 2	4 0
4 3	4 1

」 」

別表第4の2降格時号給対応表企業職給料表降格時号給対応表中

5 8	5 9
6 0	6 2
6 2	6 5
6 4	6 8

66		70
68		72
70		74
72		76
74		78
76	を	80
78		82
80		84
82		86
84		88
86		90
88		92
90		93
92		93

に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5 昇給号給数表（第13条関係）

昇給区分	S	A	B	C	D
昇給の号給数	8以上	6	4（職務の級が7級以上である職員にあっては、3）	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は、給与規程第3条第6項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は、同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程（次項において「新規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規程の規

定による号給がこの規程による改正前の甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程（以下この項において「旧規程」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規程の規定にかかわらず、旧規程の規定による号給とするものとする。

- 3 この規程の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

甲府市上下水道局告示第96号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和4年12月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 130060号		
工事名	下水道管工事 (R4D-3)		
工事場所	甲府市城東二丁目・朝気一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	ボックスカルバート布設工 (2500×1500) L=57.2m ボックスカルバート布設工 (2500×1500) (暫定管) L=10.8m 硬質塩化ビニル管設置工 (φ500) L=9.0m 特殊人孔設置工 (3500×3500) 1箇所 特殊人孔設置工 (3500×1500) 1箇所 既設下水道施設撤去工 1式 付帯工 1式
	2	工期	令和5年8月21日まで
	3	予定価格 (税込み)	116,369,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 特定建設業許可
	3	同種工事施工実績	下水道管工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 5,800万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降

			に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
	5	近接工事	令和4年4月21日告示の合併(土木1号「①下水道管工事(R4D-1)、②(街路-15)配水管撤去工事及び給水管仮設工事」の落札者は、本工事の落札者となることはできません。
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年12月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年12月16日
	3	申請書受付開始日	令和4年12月7日
	4	申請書受付締切日	令和4年12月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年12月22日
	6	設計図書配付開始日	令和4年12月7日
	7	設計図書配付締切日	令和4年12月23日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年12月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年12月23日
	10	入札日時	令和5年1月10日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和5年1月13日
	12	開札日時	令和5年1月19日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和5年1月20日

提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和5年1月4日 午後5時まで
	2	回答	令和5年1月5日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和5年1月17日まで
	2	回答	令和5年1月18日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和5年1月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。	
	部分払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第97号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年12月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 130061号		
工事名	甲府市浄化センター塩素混和池・処理水ポンプ棟耐震補強工事		
工事場所	甲府市大津町地内（甲府市浄化センター場内）		
工事概要	1	工事内容	【塩素混和池耐震補強工事】 あと施工せん断補強鉄筋工 42本 鉄筋コンクリート増厚工 1式 付帯工 1式 【処理水ポンプ棟耐震補強工事】 あと施工せん断補強鉄筋工 48本
	2	工期	令和5年5月31日まで
	3	予定価格 (税込み)	11,946,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1件の工事請負額が、500万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 （本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。）

日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年12月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年12月16日
	3	申請書受付開始日	令和4年12月7日
	4	申請書受付締切日	令和4年12月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年12月22日
	6	設計図書配付開始日	令和4年12月7日
	7	設計図書配付締切日	令和4年12月23日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年12月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年12月23日
	10	入札及び開札日時	令和5年1月10日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和5年1月4日 午後5時まで
	2	回答	令和5年1月5日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第98号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和4年12月12日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

指 定 番 号	第467号
指 定 業 者 名	S T水道メンテナンス株式会社
所 在 地	山梨県甲府市千塚二丁目5番12号
代 表 者	武 川 健

甲府市上下水道局告示第99号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和4年12月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(機械) 130067号		
工事名	住吉中継ポンプ場沈砂池設備更新(機械設備)工事		
工事場所	甲府市住吉三丁目28-1(住吉中継ポンプ場)		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高段自動除塵機：3基 ・高段し渣搬出機(1)、(2)：各1基 ・高段し渣洗浄機：1基 ・高段し渣移送ポンプ：2台 ・低段し渣搬出機(2)：1基 ・低段し渣移送ポンプ：2台 ・し渣分離脱水機：1基 ・し渣ホッパ：1基
	2	工期	令和7年3月14日まで
	3	予定価格(税込み)	804,100,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	指定なし
	2	競争入札参加資格	機械 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)1,000点以上 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	下水道処理場(処理水量10,000m ³ /日以上)の機械設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、4億円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に

			完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型(Ⅱ)
	2	加算点の満点	30
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年12月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和5年1月5日
	3	申請書受付開始日	令和4年12月21日
	4	申請書受付締切日	令和5年1月5日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和5年1月12日
	6	設計図書配付開始日	令和4年12月21日
	7	設計図書配付締切日	令和5年1月13日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年12月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和5年1月13日
	10	入札日時	令和5年1月23日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和5年1月26日
	12	開札日時	令和5年2月1日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和5年2月2日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書

	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和5年1月18日 午後5時まで
	2	回答	令和5年1月19日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和5年1月30日まで
	2	回答	令和5年1月31日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和5年1月31日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できない。
		中間前金払	請求できない。
		部分払	請求できる。
年度支払限度額		令和4年度	94,303,000円
		令和5年度	288,519,000円
		令和6年度	残金
問い合わせ先		甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

任免辞令

(市長事務部局)

企画財務部	収納管理室	滞納整理課	課長補佐	森澤 淳
市民部	市民総室	総務課	係長	雨宮 知洋
市立甲府病院 (各通)	看護部		主任	大石 左理

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和4年12月31日